



令和5年11月29日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
人事課	人事管理対策監	橋本	内線 2242 直通 058-272-1135 FAX 058-278-2533

本県職員の処分について

県は、本県職員の処分を、令和5年11月29日付けで下記のとおり行いました。

記

パワー・ハラスメント事案

(1) 被処分者

処分時所属	職級	年齢・性別	処分の内容
総務部	部長級	60歳・男性	戒告

- ・根拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
- ・処分事由 令和5年11月22日、岐阜県職員組合との団体交渉中、部下職員に対して業務上の指示を行う際、蛍光ペンを振り、当該部下職員の頭に1回当てた。

(2) 管理監督職員

上記事案に関し、当該職員を管理監督する立場にあった副知事に対して、管理監督責任に基づく措置を行った。

- ・懲戒処分以外の措置

対象者	措置の内容
大森康宏 副知事	厳重注意（文書）
河合孝憲 副知事	厳重注意（文書）